

## 松江市広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が保有する財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が発行する広報印刷物及び市が使用する封筒その他の印刷物
- (2) 市が作成し管理するWEBページ
- (3) その他市の財産で広告媒体として活用できるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

3 この要綱において「ネーミングライツ・パートナー」とは、市有施設等の名称を広告媒体として、企業名や商品名等を冠した愛称を付与する契約を市と交わした民間事業者等のことをいう。

4 この要綱において「優先交渉権者」とは、ネーミングライツ・パートナー応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体等のことをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 公正で真実であること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、次の各号に掲げる事項を掲載した募集要項を定め行なうものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類

- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載に係る料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行なうにあたり必要な事項  
(審査機関)

第5条 広告媒体に掲載する広告の可否の審査又は優先交渉権者の決定をするため、松江市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 財政部長
- (2) 政策部広報課長
- (3) 総務部総務課長
- (4) 市民部人権男女共同参画課長
- (5) 市民部市民生活相談課長
- (6) 教育委員会生涯学習課長

3 審査会に委員長を置き、財政部長をもって充てる。

4 委員長は、第2項に規定する委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として指名することができる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合又はネーミングライツ・パートナーの応募があったときにおいて、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月8日から施行する。

附 則（平成21年12月9日松江市告示第388号）

この告示は、平成21年12月9日から施行する。

附 則（平成25年10月7日松江市告示第375号）

この告示は、平成25年10月7日から施行する。

附 則（平成26年6月9日松江市告示第290号）  
この告示は、平成26年6月9日から施行する。

附 則（令和5年5月26日松江市告示第369号）  
この告示は、令和5年5月26日から施行する。